



# 鳥取県公報

平成16年 9月 3日(金)  
第 7 6 1 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	琴浦町の公平委員会の事務の受託 (632) (市町村振興課) .....	1
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (633) (協働推進室) .....	2
	県立自然公園の指定の一部改正 (634) (景観自然課) .....	2
	景観形成地域の指定の一部改正 (635) ( " ) .....	3
	生活保護法による介護機関の指定 (636) (福祉保健課) .....	4
	結核予防法による医療機関の指定 (637) (健康対策課) .....	4
	特定計量器の定期検査の実施 (638) (経済交流課) .....	4
	技能検定試験の実技試験の手数料の額の一部改正 (639) (労働雇用課) .....	5
	保安林の指定の解除予定 (640) (森林保全課) .....	5
公 告	平成16年度前期技能検定の合格者 (労働雇用課) .....	6
	平成16年度後期技能検定の実施 ( " ) .....	6
調達公告	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) .....	11

## 告 示

### 鳥取県告示第632号

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第7条第4項の規定に基づき、次の規約により琴浦町の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年 9月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 琴浦町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第7条第4項の規定に基づき、琴浦町 (以下「甲」という。) は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県 (以下「乙」という。) に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年9月1日から施行する。

鳥取県告示第633号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成16年10月20日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成16年8月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山元 美津江

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町南三丁目101 - 24

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、介護保険適応者だけでなく、障害を持った方の憩いの場として、安心して日常生活をおくる支援に関する事業を行い、高齢者、障害者の幅広い生活支援に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

特定非営利活動に係る事業の種類

鳥取県告示第634号

昭和29年鳥取県告示第160号（県立自然公園の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
鳥取県立公園条例（昭和28年鳥取県条例第8号）第2条の規定により県立公園を次のとおり指定した。こ	鳥取県立公園条例（昭和28年3月鳥取県条例第8号）第2条の規定により県立公園を次のとおり指定した。

の場合において、(2)中「旧」のついた町村の名称及びその区域は、昭和26年3月31日におけるものを示す。ただし、旧東郷町及びその区域は、平成16年9月30日におけるものを示す。

(1) 略

(2) 区域

倉吉市の一部(旧倉吉町の区域)

三朝町の一部(旧三朝村、旧三徳村及び旧小鹿村の区域)

湯梨浜町の一部(旧東郷町、旧宇野村、旧橋津村及び旧浅津村の区域)

(3) 略

(1) 略

(2) 区域

東郷町の全部

羽合町の一部(前の宇野村、橋津村及び浅津村の区域)

三朝町の一部(前の三朝村、三徳村及び小鹿村の区域)

倉吉市の一部(前の小鴨村を除く前の倉吉町の区域)

(3) 略

**鳥取県告示第635号**

平成7年鳥取県告示第561号(景観形成地域の指定について)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県景観形成条例(平成5年鳥取県条例第3号)第7条第1項の規定に基づき次のとおり景観形成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、<u>鳥取県文化観光局景観自然課、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、湯梨浜町役場、北条町役場及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 景観形成地域の区域</p>	<p>鳥取県景観形成条例(平成5年3月鳥取県条例第3号)第7条第1項の規定に基づき次のとおり景観形成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、<u>鳥取県生活環境部全県公園化・景観政策課、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、<u>羽合町役場</u>、北条町役場及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 景観形成地域の区域</p>

略		
北条砂丘景観	湯梨浜町	略
形成区域	略	
略		

略		
北条砂丘景観	羽合町	略
形成区域	略	
略		

**鳥取県告示第636号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ドラッグサンライフ	米子市三旗町6-1	かりん薬局	西伯郡淀江町大字今津148-6	居宅療養管理指導	平成16年9月1日

**鳥取県告示第637号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
明治町薬局	倉吉市明治町1031-34	平成16年8月13日

**鳥取県告示第638号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期間	実施時間	実施場所
米子市	平成16年10月6日（水）	午後1時から 午後3時まで	米子市旗ヶ崎七丁目17-30 米子市住吉公民館
〃	平成16年10月7日（木）	午前10時から	米子市大谷町1-1

		午後3時まで	米子市就将公民館
"	平成16年10月13日(水)	午後1時から 午後3時まで	米子市東福原八丁目24-31 米子市勤労青少年ホーム
"	平成16年10月14日(木)	午前10時から 午後3時まで	米子市立町四丁目105-23 米子市義方公民館
"	平成16年10月15日(金)	"	米子市博労町四丁目364 米子市啓成公民館
"	平成16年10月22日(金)	午後1時から 午後3時まで	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
"	平成16年11月1日(月)から同月30日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

**鳥取県告示第639号**

平成12年鳥取県告示第222号(技能検定試験の実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成16年9月3日から施行する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
3 3級(在校生に限る。)		3 3級(在校生に限る。)	
検 定 職 種	金 額	検 定 職 種	金 額
略	略	略	略
テクニカルイラストレーション	7,700円	テクニカルイラストレーション	7,700円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	<u>7,700円</u>		
電 気 製 図	7,700円	電 気 製 図	7,700円
略	略	略	略
塗 装	10,500円	塗 装	10,500円
広 告 美 術 仕 上 げ	<u>10,500円</u>		
舞 台 機 構 調 整	10,500円	舞 台 機 構 調 整	10,500円
略	略	略	略
商 品 装 飾 展 示	10,500円	商 品 装 飾 展 示	10,500円
フ ラ ワ ー 装 飾	<u>10,500円</u>		

**鳥取県告示第640号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規

定により告示する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡大栄町大字西園字五反田西通312の12
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
農道用地とするため

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により実施した平成16年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 3級技能検定合格者

#### 園芸装飾

##### 室内園芸装飾作業

石上 さやか	岡垣 智恵美	岡垣 裕美	尾崎 靖子	北浦 智子	木村 千春
多田 圭佑	寺西 優紀	中川 正浩	中田 春香	別所 なつみ	堀尾 康子
前川 沙貴	村上 友絵	藪下 哲也	山根 純子	入江 章	小椋 あゆみ
能勢 秀美	花本 瑞気	岡本 大治	遠藤 翔	米原 雅子	

#### 造園

##### 造園工事作業

上川 雅之	田中 雄一	竹間 俊	津川 卓也	西尾 祐二	山根 健治
安住 和典	竹内 亮二	柿田 直樹	石黒 貴行	國谷 浩司	荒金 浩幸
高須賀 昌幸	柳沢 幸太郎	泉 講平	大森 義仁	松井 康郎	小原 尋憲
取尾 忠司	入江 裕二	斉藤 郁明	松本 真	佐藤 敏行	新 直樹
松本 豪	大田 寿子	野口 剛徳	曾我 高広	柴山 司	大塚 範昭

#### 電子機器組立て

##### 電子機器組立て作業

井上 拓也 小島 朗

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成16年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 検定を実施する等級別の職種（作業）

## (1) 特級

金属熱処理  
機械加工  
金属プレス加工  
めっき  
仕上げ  
機械検査  
機械保全  
電子機器組立て  
電気機器組立て  
空気圧装置組立て  
建設機械整備  
紳士服製造  
プラスチック成形

## (2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）  
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）  
金型製作（プレス金型製作作業、プラスチック成形用金型製作作業）  
工場板金（機械板金作業）  
ロープ加工（ロープ加工作業）  
機械検査（機械検査作業）  
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）  
電気機器組立て（シーケンス制御作業）  
半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）  
プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）  
鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）  
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）  
油圧装置調整（油圧装置調整作業）  
縫製機械整備（縫製機械整備作業）  
農業機械整備（農業機械整備作業）  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）  
ニット製品製造（丸編みニット・たて編みニット縫製作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）  
紳士服製造（紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業）  
和裁（和服製作作業）  
石材施工（石材加工作業、石積み作業）  
パン製造（パン製造作業）  
建築大工（大工工事作業）

かわらぶき（かわらぶき作業）  
配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート  
トーチ工法防水工事作業）  
ガラス施工（ガラス工事作業）  
テクニカルイラストレーション（立体図作成作業、立体図仕上げ作業）  
建築図面製作（建築製図C A D作業）  
機械・プラント製図（機械製図手書き作業、建築製図C A D作業）  
印章彫刻（木口彫刻作業）  
塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）  
機械保全（電気系保全作業）  
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）  
プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）  
和裁（和服製作作業）  
建築大工（大工工事作業）  
配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション作業）  
機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）  
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成16年11月26日（金）から平成17年2月20日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会  
が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成16年11月19日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、  
受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

平成17年2月13日（日）

(イ) 1級及び2級



職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、配管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工	平成17年1月30日(日)
さく井、金型製作、工場板金、ロープ加工、鉄道車両製造・整備、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、建築図面製作、機械・プラント製図、印章彫刻及び塗装	平成17年2月6日(日)
機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、縫製機械整備、和裁及びテクニカルイラストレーション	平成17年2月13日(日)

## (ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
機械検査、電気機器組立て及び配管	平成17年1月30日(日)
建築大工及び機械・プラント製図	平成17年2月6日(日)
機械保全、プリント配線板製造、和裁及びテクニカルイラストレーション	平成17年2月13日(日)

## (エ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
樹脂接着剤注入施工	平成17年2月6日(日)
電子回路接続	平成17年2月13日(日)

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

## (1) 実技試験

## ア 特級

15,700円

## イ 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作及び機械・プラント製図	11,500円

## ウ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
機械保全、電気機器組立て、プリント配線板製造、建築大工及び配管	10,500円	15,700円
機械検査	8,700円	13,000円
和裁、テクニカルイラストレーション及び機械・プラント製図	7,700円	11,500円

## エ 単一等級

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手續

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

平成16年9月28日 (火) から同年10月8日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による送達による場合は、平成16年10月8日 (金) までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種 (指定試験機関が実施する職種を除く。) についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成17年3月15日 (火) 付けの鳥取県公報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成17年3月15日 (火) 付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会 (電話0857 - 22 - 3494) 又は鳥取県商工労働部労働雇用課 (電話0857 - 26 - 7222) に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 液晶プロジェクター 17台  
プラズマディスプレイ 31台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成16年8月6日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ソルコムソリューションビジネスセンター米子  
米子市旗ヶ崎六丁目13 - 27
- 5 落 札 金 額 月額 815,745円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成16年6月25日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立米子養護学校  
及び所在地 米子市蚊屋343

